

産業厚生建設委員会会議録（令和2年3月16日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員  
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 藤田産業民生部長 藤名建設部長  
網谷観光課長 岩城建設課長 石川市民課長 結城市民健  
康センター所長 石川福祉介護課長 長崎商工水産課長  
黒川農林課長 石井まちづくり課長 荒俣公園緑地課長  
長瀬上下水道課長 石坂生活環境課主幹

職務のため出席した事務局職員 永田局長補佐

午前10時00分開会

**尾崎委員長** ただいまから、令和2年3月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を  
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

中川勲委員、高橋久光委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第9号、議案第11号、議案第15号から第17号、議案第19号の6議案を一括して議  
題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

説明にあたっては、要点を簡潔にかつ明瞭にされるようお願いいたします。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること  
となっております。よって、議案第9号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第5号）  
については、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明が  
あればお願いいたします。

（特になし）

**尾崎委員長** ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ発言願います。

ありませんか。

**中川委員** 9-17ページの土木費で、街路事業費というふうになっておりますが、説明では中滑川駅前の交差点というふうに言われておったんですが、当初の予定ではラウンドアバウト計画だったと思うんですが、それをやめるということですか。この予算を削除してある。何かあやふやな説明だったと思うので、このへんきっちりと説明をお願いしたいと思います。

**石井まちづくり課長** 都市計画街路整備事業につきましては、12月の定例会のほうでも委員会のほうであったかと思えますけども、交差点形状等の陳情が議会のほうで採択ということで、見直すということで、地元の意向に沿ったものを第一に考えながら再考するというので今進めさせていただいております。

それで、今後につきましては、今委員さんおっしゃいましたように、ラウンドアバウトもそうですけども、ロータリー形状も含めまして再考することとしておりまして、今後はまた改めて警察協議、住民説明、場合によっては都市計画審議会、あと国の事業認可ということで順番に進めて、国のほうに本要望して交付金を得ていきたいというふうを考えております。

**中川委員** 12月議会で言われたときに、ちょっと私は覚えてないがいけど、このラウンドアバウトを見直すという、やめるということは、当初から一貫性を持ってそういう計画を立てられなかったのではないかなと思うんですね。あやふやなやつを私たちに提案されたのではないかなと。私はこれは残念なことだと思うんですね。このラウンドアバウトの交差点が非常にいいという思いで提案されたものだと私は思っていたんですが、ここへ来てやめたという一番の原因は何か言っていただきたい。

**石井まちづくり課長** 11月に地元説明会ということで、ラウンドアバウト、ロータリー形状を含めまして説明会を開催いたしました。そのときは、ラウンドアバウトの形状で、ロータリー形状も示しながらご説明させていただいております。その後、先ほど申しましたように、住民の方から2件ないし3件の陳情書が出てまいりまして、それを受けまして、12月の産業厚生建設委員会あるいは本会議のほうでお諮りいただきまして、再考ということでお話をいただきました。そのお言葉を受けとめながら、改めて今検討しているところでして、ラウンドアバウト、今の時点でなしになったというわけではございませんけども、それも含めまして今検討しているところでございます。

**中川委員** 地元から要望あるいは陳情書を出されると、どうしても一考するということに

なるかもしれませんが、やはり最初に計画を立てたものがこれは最高だという思いで提案されたものだと私は思っているんですね。そうじゃないがですか。あやふやな提案をされたのではないかなど。

**石井まちづくり課長** 決してあやふやな提案ということではございませんでして、当然、庁内で諮りながら、さらに警察、関係機関、県とも協議しながら進めておったもので、決してあやふやな形で提出したわけではございません。

**中川委員** これ以上言ってもどうもなりませんから、ともあれ、私たちも納得できる、あるいはまた住民の皆さんも納得できる案を早急に提案すべきだと私は思いますので、お願いいたします。

**尾崎委員長** ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

**尾崎委員長** ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第11号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから順次当局より説明願います。

**石川市民課長** それでは、議案集の11-1ページをお願いいたします。

議案第11号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明については資料集にて説明をさせていただきます。

資料集の2ページのほうをお願いいたします。

まず、1番目としまして、制定の理由につきましてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、当該条例が引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

主な制定内容につきましては、第2条関係でございますが、これまで成年被後見人は印鑑登録を行うことができませんでしたが、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは印鑑登録を行えるようにするものでございます。

なお、施行の期日は公布の日とするものでございます。

なお、3ページに新旧対照表を記載してございますが、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

**岩城建設課長** それでは、議案集15-1ページをお願いします。

議案第15号 滑川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料集で説明いたします。資料集の10ページをお願いします。

1、改正理由は、道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

2、改正内容は、市道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準等を新設するものであります。

本市においては、現在のところ該当する市道はありません。

3、施行期日は公布の日としております。

11ページ以降の新旧対照表については説明を省略させていただきます。

以上です。

**長瀬上下水道課長** 続きますして、議案集の16-1ページをお願いします。滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料集の17ページをお願いします。

改正理由は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、条例の第5条で引用している地方自治法における職員の賠償責任に関する規定の条の繰り下げに伴い、条文を整理するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日です。

なお、18ページの新旧対照表については説明を省略いたします。

続きますして、議案集の17-1ページをお願いします。滑川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集の19ページをお願いします。

改正理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることから、当該条例において定める企業職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与、各種手当等について規定するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日です。

なお、20ページの新旧対照表については説明を省略いたします。

以上です。

**石井まちづくり課長** 続きまして、議案集19-1ページをお願いいたします。

滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集の23ページをお願いいたします。

改正理由は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容は3つございます。1つ目は、連帯保証人が保証する限度額を規定するもの、2つ目は、入居者が負担する修繕費用を規定するものでございます。3つ目は、明渡し請求に係る利息について、算定利率を年5分の割合の利率から法定利率に規定を整備するものでございます。

なお、法定利率につきましては、民法の改正によりまして、4月1日から年5%から年3%に引き下げになります。

改正する条例は、滑川市営住宅条例、特定公共賃貸住宅条例、定住促進住宅条例の3つの条例でございます。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

24ページ以降の新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上です。

**尾崎委員長** では、質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手のうえ発言願います。

**浦田委員** 1点ちょっと確認をさせていただきます。

議案第11号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけども、条文の中身でちょっと確認なんですけど、まず成年被後見人という項目が削除されたことについては評価するものなんですけど、成年被後見人にかわって意思能力を有しない者という表現になっているのですが、意思能力を有しない者とは具体的にどんなものを差すのか、もしわかれば。

**石川市民課長** 記載の中身の意思能力を有しない者という話につきましては、本来、成年被後見人の方々は、成年被後見人になった時点で印鑑登録ができないということになっているんですけども、あくまでも一律な権利制限を見直されたという話の中で、国から示された意思能力を有しない者という記載の要領にかえているものでございます。

ですから、実際的に意思能力を有しないということであれば、登録する際に窓口で成年被後見人と一緒に来ること自身がもう登録する意思があるものだよという前提で登録させていただくということで処理をさせていただくというものでございます。

**浦田委員** 今の説明は理にかなっています。要は、印鑑登録の窓口に来られる方、その人本人だけで来られて申請される方は意思能力があるよという考え方。かつ成年被後見人になられる方は、まずは、本来、被後見人さんは意思能力、判断能力が欠けた人という話になるので、まず代理人が必要ですよという話になってくるもので、2人でそれなら来てくださいということと理解していいですね。

**石川市民課長** 今ほど委員さんおっしゃられたとおり、成年被後見人になった時点でもう登録はできないというのが前提でございます。ただし、後見人の方と一緒に来た場合は、能力があるという判断のもとで印鑑登録を行えることとするというものでございます。

**浦田委員** 確認しますが、今後は、ここにも書いてありますけども、被後見人さんが代理人さんと同行して来られる場合は申請できますよという形に変わりましたということですね。

**石川市民課長** そのとおりでございます。

**浦田委員** これは要望なんですけど、そういう形で一応改正になったものだから、できればこの中身、内容について、市のホームページ、所管の市民課の欄に記載し公表いただければ幸いかなと思うんですが、いかがですか。

**石川市民課長** 当然、施行期日については公布の日とさせていただいておりますので、議決をいただいた以降には掲載をさせていただきたいと思っております。

**浦田委員** ありがとうございます。

以上です。

**開田委員** 19ページの滑川市企業職員の給与の件なんですけど、下水道課、企業として何人ほどここに対象の方がいらっしゃるんですか。このようにある程度積み上げていってもらうととてもいいと思いますが、何人ほどが対象の人数になりますか。

**長瀬上下水道課長** 現在は3名でございます。

**開田委員** 本当にいろんな意味で、一生懸命頑張ってもらっているから、こういうことってうれしいです。3人、女子、男子関係なく、何人ぐらいですか。

**長瀬上下水道課長** 現在は女子3名でございます。

開田委員 女性が3名ということですか。

長瀬上下水道課長 はい。

開田委員 はい、わかりました。

尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は申し出願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 お申し出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第9号、議案第11号、議案第15号から議案第17号及び議案第19号の6議案を一括して採決を行います。

議案第9号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（但し、市民課所管分）

第3款 民生費

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

議案第11号 滑川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 滑川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 滑川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**尾崎委員長** 賛成全員。よって、付託案件、議案第9号、議案第11号、議案第15号から議案第17号及び議案第19号の6議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時21分議決

**尾崎委員長** 以上で、付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

**長崎商工水産課長** 第4期安田工業団地の交渉の状況について現状をご説明させていただきたいと思います。

現在、交渉の途中段階でございますので、恐れ入りますが、報道関係の方にはご退席をお願いしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

**尾崎委員長** ただいま当局から報道退席の要請がありましたので、これを認めます。

**長崎商工水産課長** 資料のほうをお配りさせていただきます。

それでは、今お手元にごございます資料についてご説明させていただきたいと思えます。

今回、残る地区が第4区画になります。面積については6,980.55平方メートル。売却単価は第1区画及び第3区画と同単価でございます。平米当たり1万8,000円。売却価格は1億2,569万9,900円ということでございます。交渉しております企業につきましては、第3区画を既に売却いたしました株式会社アイカワでございます。事業計画の変更です。拡充に伴いまして、新たに第4区画を求めたいということでございます。当初計画におきましては、第3区画において物流の倉庫、事務所棟、車両倉庫を計画しておいでございました。それが物流倉庫について当初よりも拡張したいということでございまして、第3区画において物流倉庫を当初よりも大きくします。第4区画において事務所棟と車両倉庫を計画されているものでございます。

今後の予定としまして、地元の町内会、小林、柴、安田の町内に進出の計画のほうをご説明に伺いまして、必要に応じまして地元の説明会を開催する予定としております。

以上になります。

**尾崎委員長** 質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手のうえ発言願います。

(質疑する者なし)



尾崎委員長 質疑を終結いたします。

ほかに当局のほうからありませんか。

(特になし)

尾崎委員長 当局のほうからないようですので、委員の方から何かありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 それでは、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時26分閉会